

## 川上村森林整備に係る競争入札参加資格者登録要領

(令和5年4月11日制定)

(目的)

第1条 この要領は、川上村が行う森林整備の適正な執行を確保するため、競争入札参加資格者の登録について必要な事項を定める。

(森林整備の定義)

第2条 森林整備とは、地拵え、植付け、下刈り、本数調整伐、受光伐、除伐、枝落とし等の森林施業、簡易施設（歩道、獣害防護柵工、木製土留工等）等の施工及び森林調査業務（周囲測量・プロット調査）をいう。

(登録資格)

第3条 入札に参加することができる者は、次の各号のすべてに該当する者で、この要領の定めるところにより資格審査を受け、参加資格が認められた者とする。

- (1) 奈良県治山事業森林整備競争入札参加資格者名簿に登録され、且つ川上村内に本店もしくは営業所を有する者。又は、労働保険関係成立届の提出業者で、且つ川上村内に住所を有する事業主であって、専従作業員を2名以上雇用している者。ただし、事業主（一人親方）が共同で申請する場合は、3事業主以上とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第163号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 森林整備に関する業務について、10年以上の実務経験を有すること。
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育及びチェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育を受けていること。

(登録の申請)

第4条 競争入札参加資格者名簿へ登録の申請をしようとする者は、村長が指定する期間内において、川上村に森林整備競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出するものとする。

(申請用紙の交付)

第5条 森林整備競争入札参加資格審査申請用紙は、川上村林業建設課において交付する。

(添付書類)

第6条 森林整備競争入札参加資格審査申請書を提出する者は、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 申請書（様式第1号）
- (2) 商業登記簿謄本（法人の場合）
- (3) 印鑑証明書
- (4) 使用印鑑届（様式第2号）

- (5) 作業員名簿（様式第3号）
- (6) 治山事業登録業者の写し（法人の場合）
- (7) 林業退職金共済制度加入の写し
- (8) 労働保険関係成立届の写し
- (9) チェンソー作業従事者にあつては、労働安全衛生法第59条第3項及び労働安全衛生規則第36条第8号に規定する「チェンソー作業従事者特別教育」の修了証の写し又は修了を確認できるもの。
- (10) 刈払機作業従事者にあつては、労働安全衛生法第59条第1項に規定する「刈払機作業従事者安全衛生教育」の修了証の写し又は修了を確認できるもの。
- (11) 納税証明書（原本）
  - 法人の場合－法人税及び消費税及地方消費税に未納がない証明（その3の3）、法人県民税、法人村民税
  - 個人の場合－申告所得税及消費税及地方消費税に未納がない証明（その3の2）、村民税（様式23）

（資格審査の結果の通知と参加資格者名簿への登録）

第7条 村長は申請を受理した日より資格審査の結果を資格審査結果通知書（様式第4号）により通知する。なお資格審査の結果が適当と認められる者は、森林整備競争入札参加資格者名簿（様式第5号）への登録を行うものとする。尚、その効力は登録された日の翌日より発する。

（入札参加資格の有効期間及び変更内容等の報告義務）

第8条 競争入札参加資格の有効期間は、登録された日から令和7年3月31日までとする。尚、有効期間内に申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を報告すること。

（失格及び取消し）

第9条 森林整備競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に虚偽等不正があつた場合は、失格とし森林整備競争入札参加資格者名簿に登録しないものとする。また、登録期間内において信頼関係を損ねる行為があつた場合、又は法令に違反するなど、入札参加者としてふさわしくないと判断される場合は、登録を取り消す場合がある。尚、失格又は取消しとなつた者は信頼が回復されるまで、又は法令等による処分が改善されるまで、入札参加資格審査申請はできないものとする。

（その他事項）

第10条 この要領に定めのない事項については、別に村長が定める。

附 則

この要領は、令和5年4月11日から施行する。